

計画ごみ処理量（案）

1. 稼働予定年度を令和 14 年度と想定した場合の計画ごみ処理量

（施設規模は稼働後、最も処理量が多い令和 14 年度の焼却処理量を用いる。）

（一般廃棄物処理基本計画より）

○家庭系可燃ごみ量： 80,266 t /年

○事業系可燃ごみ量： 52,669 t /年

合計： 132,935 t /年

○災害ごみ： 159 t /年(過去実績より、焼却処理対象量を想定)

○プラ複合： 2,290 t /年

○破碎残渣： 7,867 t /年

直接搬入ごみ相当： 62,985 t /年

計画ごみ処理量（焼却処理量）： 143,251 t /年

2. 製品プラスチック回収後の計画ごみ処理量

令和 14 年度における製品プラ回収量 1,032 t 想定

令和 14 年度の容器包装プラスチック回収量推計値： 3,288 t

容器包装プラスチックに対する製品プラ量の割合： 31.4%※

製品プラ回収量 = 3,288 t × 0.314 = 1,032 t ※31.4%：参考 2 参照)

○家庭系可燃ごみ量： 79,234 t /年（製品プラ回収量除外）

○事業系可燃ごみ量： 52,669 t /年

合計： 131,903 t /年

○災害ごみ： 159 t /年

○プラ複合： 2,290 t /年

○破碎残渣： 7,867 t /年

直接搬入ごみ相当： 62,985 t /年

計画ごみ処理量（焼却処理量）： 142,219 t /年

(参考 1)

1. 計画ごみ処理量

1) 計画 1 人 1 日平均排出量

容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法に基づく施策の進展を踏まえ推計した排出量【(姫路市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。))の推計値を採用】

○令和 14 年度の本市の計画 1 人 1 日平均排出量

: 422.05 g / 人・日 (基本計画から製品プラ相当量を除外したもの)

2) 計画直接搬入量

○令和 14 年度の本市の計画直接搬入量 : 62,985 t / 年

3) 計画収集人口

○令和 14 年度の本市の計画収集人口 : 514,346 人 (基本計画から)

4) 計画ごみ処理量

○計画ごみ処理量 : $(422.05 \text{ g / 人} \cdot \text{日} \times 514,346 \text{ 人}) \times 10^{-6} \times 365 \text{ 日} + 62,985 \text{ t}$
= 142,219 t

2. 既存施設の年間処理量

本市における既存施設は「エコパークあぼし」となります。

「エコパークあぼし」の年間処理量 : 94,290 t / 年 (H29-R3 平均値)

※令和 4 年度及び令和 5 年度は福崎町のごみ処理に伴い処理量に影響があるため、平成 29 年度から令和 3 年度の平均値を採用する。

3. 新美化センターの年間処理量

新美化センターの年間処理量 : 計画ごみ処理量 - 既存施設の年間処理量

142,219 t - 94,290 t = 47,929 t

(参考 2)

容器包装プラスチックと製品プラスチックの割合の想定

環境省から令和 4 年 6 月に示された「市町村におけるプラスチックの資源循環の取組状況について」において 4 市の組成調査結果（容器包装プラスチックと製品プラスチックの割合）が示されています。亀岡市を除いた 3 市の割合（平均）を表 1 に示します。また、姫路市のモデル地域で実施した実証事業の割合を表 2 に示します。

表 1 「市町村におけるプラスチックの資源循環の取組状況について」のまとめ

	容器包装プラ (%)	製品プラ (%)	製品プラ／容器包装プラ (%)
松本市	62.8	30.4	48.4%
京都市	72.4	17.1	23.6%
倉敷市※	13.8	4.2	30.4%
平均	—	—	34.1%

※可燃ごみ中の割合のため平均には含まない。

表 2 姫路市のモデル地域で実施した実証事業

	容器包装プラ (%)	製品プラ (%)	製品プラ／容器包装プラ (%)
姫路市	76.1	23.9	31.4%

「市町村におけるプラスチックの資源循環の取組状況について」の本市の製品プラ／容器包装プラ (%) 平均値が姫路市の実施した実証事業の値とほぼ同等であるため、本市の調査結果を採用するものとします。

$$\underline{\underline{\text{製品プラ} / \text{容器包装プラ} (\%) = 31.4\%}}$$

(補足) 亀岡市の組成調査結果

亀岡市 容器包装 52% 製品プラ 45%

※「製品比率の高い要因：埋立ごみの指定袋が有料であるため、今回の実証事業時にまとめて排出された等の可能性要因として想定される」と示されており、本検討からは除外しました。

出典

「市町村におけるプラスチックの資源循環の取組状況について」

令和 4 年 6 月 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室